

証券コード 2667
2024年3月18日
(電子提供措置の開始日2024年3月12日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目6番3号
株式会社 イメージワン
代表取締役社長 川 倉 歩

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.imageone.co.jp/ir/>

(上記のウェブサイトにアクセスいただきご確認ください。)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、当社名「イメージワン」または証券コード「2667」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

なお、当日のご出席に代えて、「議決権行使についてのご案内」（3ページ）のとおり、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年4月2日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年4月3日(水曜日) 午前10時(受付開始午前9時30分)
2. 場 所 東京都品川区大崎 1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール ルームC
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期(2022年10月1日から2023年9月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期(2022年10月1日から2023年9月30日まで) 計算書類報告の件

決議事項

議 案 定款の一部変更の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙、代理権を証明する書面に押印された印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる資料とともに代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

1. 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
3. 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
4. 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

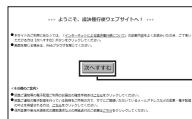


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

※パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (4) 2024年4月1日(月)午前0時～午前5時の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00～21:00)

その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にてお問い合わせください。

- イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00土日休日を除く)

事業報告 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限が緩和され持ち直しの動きが見られたものの、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケアソリューション事業において、政府・総務省が推進する医療ICT政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられており、また、2021年9月に新設されたデジタル庁の医療分野構想においても「オンライン診療の原則解禁」等も発表されております。これらの実現の為には当社主要販売商品である電子カルテ、医療用画像管理システムは必須アイテムとなっております。一方、新型コロナウイルスの感染症法上の分類は5月から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられたことにより、抗原検査キット等の受注活動は縮小傾向にあります。

地球環境ソリューション事業においては、2021年4月現在、125カ国・1地域が、2050年までにカーボンニュートラルを実現することを表明しており、日本国内でも2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。こうした環境下において、当社が手掛けるGEOソリューション分野、ESG分野への重要性は増しており、当社では、地域及び地球に優しい持続可能な環境配慮型事業創出に注力しております。

原子力関連分野においては、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」）が2022年3月10日に公開した「ALPS処理水等からトリチウムを分離する技術の公募に係る第1回募集の二次評価と第2回募集の一次評価について」(p.3)に当社は参加しておりますが、東京電力から「フィージビリティスタディ」を当社と開始する連絡を受けたため、今後は「フィージビリティスタディ」が本格的に進んでいくことが想定されます。国際原子力機関（IAEA）からの提言を受けて、日本政府は福島第一原子力発電所で貯蔵されているALPS処理水の海洋放出を昨夏に開始しましたが、廃炉作業は事故から30～40年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社も東京電力が進めている本案件に引き続き参画してまいります。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高2,975,323千円（前年同期比9.9%減）、営業損失685,047千円（前年同期は301,091千円の損失）、経常損失712,618千円（前年同期は356,347千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失647,889千円（前年同期は508,370千円の損失）となりました。

② セグメント別の状況

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当連結会計年度業績は、売上高1,341,545千円（前年同期比51.5%減）、セグメント損失265,188千円（前年同期は162,331千円の利益）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルサブライ分野が引き続き当社グループ売上全体に占める割合が大きい傾向にあり、一定の売上高と利益は確保することはできたものの、新型コロナウイルス感染症の改善と感染対策の緩和に伴い、抗原検査キットやPCR検出試薬などの需要が縮小し、当初予算を大幅に下回る結果となりました。

メディカルシステム分野においては、『PACS』（医療用画像管理システム）及び電子カルテに関して、一定の売上計上を行うことができました。電子カルテは、今後も収益性を重視した事業継続のため、株式会社ヴェリタス（以下、「ヴェリタス」）に『i-HIS』（クラウド型電子カルテ）事業資産の一部（開発・設置作業等）を譲渡し、当社自身は販売活動に更に注力する方針とし、案件成約時にヴェリタスから顧客紹介料として受注額の一部を受領する商流に変更しております。一方、医療機関のDX化が注目を集める中、当社主力商品であるRIS（放射線科情報システム）、統合viewer・医用文書スキャンシステムについては継続販売しております。統合viewerは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省け、業務の効率が上がり、医療従事者の働き方改革にも役立つシステムになります。院内に紙媒体で散見する医用文書をファイリングできる医用文書スキャンシステムは、患者様の同意書や各種検査の検査結果用紙等の医用文書にタイムスタンプを付与し原本としてデジタル保存することで膨大な紙文書の保管から解放（ペーパーレス化）を実現いたします。

新たな取組として2022年5月に設立された株式会社ワン・サイエンスは、新型コロナウイルスによるPCR検査の需要見込みから、PCR関連商品の販売だけでなく受託検査機関としての業務提供も目指して事業を開始しました。しかし、設立当初の予想に反してPCR検査需要が縮小したことから、事業全体が低調な結果となりました。

シーメンスヘルスケア株式会社との業務提携による、CT装置と生化学・免疫装置を同時搭載した移動型医療ソリューション（Advanced Mobility Solution）「Medical-ConneX（メディカル・コネクス）（シーメンスヘルスケア株式会社登録商標）」も、今年度から本格的に事業活動を開始していたものの、販売計画の遅延などにより売上計上ができない結果となりました。以上の要因により、売上高は当初の業績予想を大幅に下回る結果となりました。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当連結会計年度業績は、売上高1,633,778千円（前年同期比204.8%増）、セグメント利益3,619千円（前年同期は115,495千円の損失）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、GEOソリューション分野、ESG・エネルギー分野、原子力関連分野を中心とした展開を継続しております。

GEOソリューション分野においては、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア『PIX4Dmapper』『PIX4Dmatic』並びにスマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツール『viDoc RTK rover』の受注が堅調に推移し、一定の利益も確保できている状況にあります。また、地理空間情報や三次元画像に高付加価値を与える新たなソリューションサービス事業に関しては、従来の取引先である測量・建築業界以外からも多種多様な業界から要望がきており、今後も成長が期待できるマーケットになります。

ESG・エネルギー分野においては、引き続き再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を行っている他、太陽光発電関連製品の販売も開始しております。また、再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業を行っていますが、当該事業については、2024年1月15日に受領した第三者委員会の調査報告書における調査結果を踏まえ、実体のない可能性がある業務についての売上及び売上原価の取消を行っております。

原子力関連分野のトリチウム分離技術においては、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同でプレパイロット装置を使った実験により東京電力の技術公募の次のステップとなる原発構外での小規模実証試験に用いる実装装置の開発を進めております。また、国際原子力機関（IAEA）からは、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラ2台を耐久テストサンプルとして受注を受け、2023年7月7日にIAEAラファエル・マリアーノ・グロッシー事務局長を迎え、受注セレモニーを開催しました。ALPS処理水の安心・安全を確保するためには、トリチウムの連続計測器が必要であると考えておりましたが、トリチウム等の連続計測器の開発に成功した一般社団法人新生福島先端技術振興機構と独占販売代理店契約を締結し、同社が持つ先端技術を国内外に提供することも開始いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は42百万円で、主な内訳は、ヘルスケアソリューション事業のソフトウェア30百万円、全社共通の建物附属設備3百万円であります。

- ④ 資金調達の状況
該当事項はありません。

(2) 課題と翌期（第41期：2024年9月期）の事業計画
（対処すべき課題）

1) 安定利益確保の体制構築

従来のヘルスケアソリューション事業においては、競合他社との価格競争による売上総利益額の減少を課題としております。これまでの主軸である電子カルテ事業、周辺システム等を医療機関の幅広い部門に導入し、導入後も保守サービス等による安定的な収益を確保していくビジネスモデルは、競合激化により既に変革期にあることを踏まえ、これからの事業拡大に向けた取組みとして、医療機関のニーズが高いシステム領域を絞り、採算重視の効率的な営業活動による販路拡大が推進していくことを目指してまいります。加えて、メディカルサプライ分野の販売において、消耗品の取扱い品目を増やし、安定的な調達体制及び販売体制を構築してまいります。

地球環境ソリューション事業のGEOソリューション分野では、売上高の減少による売上総利益額の減少が課題としております。Pix4D社製スマートフォン計測システムが国土交通省の新技术情報提供システム（NETIS）に登録されたことを踏まえ、今後においては地理空間情報に関連した独創的で新規性のある商品やサービス事業を構築してまいります。

一方、販売管理費等コストについては、採算性、効率性を最重要課題として、費用の内容を徹底的に再検証することで、大幅なコスト削減を実施し、安定的な黒字を継続的に計上できるよう注力してまいります。

2) キャッシュ・フロー経営の徹底と財務体質の強化

当社グループは、販売効率や売上総利益率改善のために商品構成の最適化と在庫管理精度の向上が課題としております。一定の流動性のある在庫を確保しつつ販売回転率を向上させたキャッシュ・フロー経営の徹底を図ってまいりましたが、適正な在庫管理については継続課題としております。また、売上債権の管理についても未回収売掛金の増加による、貸倒引当金の引き当てが増加したことを課題としております。これらについて、これまでの業務プロセスの見直しによる在庫管理の最適化及び売上債権の管理強化を進めてまいります。また、不必要な支出を削減し、支出プロセスの効率化を図るとともに、将来の投資につきましても、長期的な投資については、投資案件の内容を十分に精査し、慎重に対応していくと同時に、短期的な投資については収益貢献できる案件を選別して投資をしていくことで収益性の高い事業へリソースを集中させ、グループの企業価値最大化に向けた取り組みも実施し

てまいります。

3) 新規事業の創出による収益基盤の早期確立

当社グループでは、ヘルスケアソリューション事業と地球環境ソリューション事業を軸として事業を展開しておりますが、現時点の当社グループの既存事業及び既存商材のみでは、今後の売上を拡大するには限界がある状況であり、現在の取引先の販路を用いるなどした上で、新たな事業領域に進出することが必要と想定しております。このような状況において、事業内容の多様化を視野に入れ、ビジネスチャンスのある新たな事業領域に速やかに進出するため、関連事業のM&Aを積極的に活用する等して、グループ企業経営の拡大を模索してまいります。

4) 内部管理体制の強化

当社グループは、当社の前代表取締役である島岡潤氏及び前取締役山川太郎氏が、当社子会社における新規事業参入にあたって第三者に不正に金品を供与したと疑われる行為及びこれに関連する不正な行為を行った疑いがあること（以下「本件疑惑」といいます。）から、当社グループは、事実関係の正確な把握のために、外部専門家から構成される第三者委員会を設置いたしました。その後、再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引について、当社の取引先から、取引先の税務調査において当該取引の目的物の実在性に関する重大な問題（以下「本件追加疑惑」といいます。）があった旨の通知文書を受領し、その類似事案（以下「本件追加疑惑等」といいます。）に係る疑いもあり、第三者委員会には本件疑惑に加え、本件追加疑惑及び本件追加疑惑等の調査も委嘱し、事実関係の調査等を進めてまいりました。

当社グループは、2024年1月15日に第三者委員会から調査報告書を受領した結果、当社の前代表取締役が在任中に不適切な金銭授受及び利益相反取引規制を潜脱するような行為や、当社の再生バッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引において、収益を認識する根拠に乏しい事実等が判明したため、当該事業に関する売上高及び売上原価の取消を行いました。

第三者委員会により認定された不適切な会計処理等は、前代表取締役への権限集中と前代表取締役のコンプライアンス意識の欠如を背景として、前代表取締役への付度、相互監視機能が十分に機能していなかったこと、事業の属人化及び新規事業におけるリスク管理が不十分であったこと等により、全社的な内部統制上の不備を引き起こした結果、生じたものと認識しております。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査報告書の提言を踏まえ、再発防止策を早期に検討して実行し、内部統制の整備・運用を図ってまいります。

(翌期の事業計画)

当社グループは、2024年1月15日付けで受領した当社第三者委員会の調査報告書に基づき、再発防止策の策定を含めて、様々な検討に入っております。

売上に関しては、コンプライアンス意識を著しく欠いた前代表取締役による不適切な行動により、既存事業への売上懸念が生じており、当社グループとして今後の受注見通しを予想するには至っておりません。

費用に関しても、第三者委員会の調査に要した費用、第40期有価証券報告書提出延長に関連した費用等が想定されます。このような状況を踏まえ、現時点においては当社グループの事業活動への影響を合理的に算定することが困難であることから、第41期の事業計画に関して、取締役会での決議に至っておりません。

なお、各セグメントの今後の見通しは以下のとおりであります。

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業は、メディカルシステム分野及びメディカルサプライ分野を主軸に今後も展開してまいります。

メディカルシステム分野では、引き続き既存顧客の保守・販売展開を進めてまいります。主力である『PACS』（医療用画像管理システム）及び電子カルテなどのメディカルシステム開発および販売に加えて、RIS（放射線科情報システム）、統合viewer・医用文書スキャンシステムを継続販売してまいります。昨今ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）等による医療機関へのサイバー攻撃の脅威が増す中、カルテ情報や医療用画像のバックアップをクラウドVNAでお預かりする事で、サイバー攻撃等があった時に早期に医療再開が可能になるなど、益々、医療情報クラウドサービスの需要が高まっております。このような環境の中で、当社は、これまでに医療業界で培った経験をもとに、医療機関の業務全体の効率化が図れるような医療情報システム全般の提案から選定、導入、そして安定稼働まで、トータルサポートの推進を今後も継続してまいります。

メディカルサプライ分野は、新型コロナウイルス感染症の改善と感染対策の緩和に伴い、抗原検査キットやPCR検出試薬等の従来商材の見直しを行うとともに、感染症対策以外の新規商材の取扱いを検討してまいります。

また、シーメンスヘルスケア株式会社との業務提携により開始した、CT装置と生化学・免疫装置を同時搭載した移動型医療ソリューション（Advanced Mobility Solution）「Medical-ConneX（メディカル・コネクス）（シーメンスヘルスケア株式会社登録商標）」の事業展開も推進し、災害医療、離島僻地医療等の社会課題解決を目指してまいります。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業につきましては、GEOソリューション分野、ESG分野、原子力関連分野を主軸に今後も展開してまいります。

GEOソリューション分野については、建設・土木・測量分野で多くの導入実績のあるPix4D社製ソフトウェア『PIX4Dmapper』は堅調な販売実績となっております。また、同社の次世代の画像処理ソフトウェア『PIX4Dmatic』と、スマートフォンやタブレット端末を用いたモバイル計測ソリューションが、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録されたことにより、導入実績が増加をしていることから、建設DXの推進にともない、今後更なる導入が期待されます。さらにPix4D社製ソフトウェアと親和性の高いAIを用いた森林計測ソフトウェアの新規取り扱いを開始するなど、地理空間情報に関連した独創的で新規性のある商品やサービス事業を引き続き拡大してまいります。

ESG・エネルギー分野は、再生可能エネルギーに対する太陽光発電所等のセカンダリーマーケットでの売買活動を今期も推進してまいります。

原子力関連分野のトリチウム分離技術においては、日本国内における東京電力ホールディングス株式会社より依頼されている「フィージビリティスタディ」に取り組んでおりますが、この技術の普及により、福島原発のALPS処理水だけでなく、世界の重水炉等で大量に発生するトリチウムの回収と再利用を目指していきます。また、国際原子力機関（IAEA）からテストサンプルとして受注された高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマツハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラと、一般社団法人新生福島先端技術振興機構が開発に成功したトリチウム等の連続計測器も、国内外に提供していきます。トリチウム分離技術、耐放射線カメラ、トリチウム計測器等の原子力関連技術製品の販売を推進し、原子力関連および海外事業の拡大を今後も進めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第37期 (2019.10.1～ 2020.9.30)	第38期 (2020.10.1～ 2021.9.30)	第39期 (2021.10.1～ 2022.9.30)	第40期 (当連結会計年度) (2022.10.1～ 2023.9.30)
売 上 高 (百万円)	—	—	3,301	2,975
経 常 損 失 (△) (百万円)	—	—	△356	△712
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	—	—	△508	△647
1株当たり当期純損失 (△)	—	—	△49円57銭	△60円39銭
総 資 産 (百万円)	—	—	3,225	2,838
純 資 産 (百万円)	—	—	2,466	1,818

(注) 1. 第39期より連結計算書類を作成しております。

2. 過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、第39期の企業集団の財産及び損益の状況は訂正後の決算数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第37期 (2019.10.1～ 2020.9.30)	第38期 (2020.10.1～ 2021.9.30)	第39期 (2021.10.1～ 2022.9.30)	第40期 (当事業年度) (2022.10.1～ 2023.9.30)
売 上 高 (百万円)	1,979	2,435	3,301	2,969
経 常 損 失 (△) (百万円)	△583	△413	△316	△692
当期純損失 (△) (百万円)	△601	△503	△497	△663
1株当たり当期純損失 (△)	△81円67銭	△55円44銭	△48円54銭	△61円84銭
総 資 産 (百万円)	2,248	2,949	3,234	2,832
純 資 産 (百万円)	1,884	2,644	2,476	1,813

(注) 過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、第39期の当社の財産及び損益の状況は訂正後の決算数値を記載しております。

(4) 主要な事業内容

(ヘルスケアソリューション事業)

- ・医療画像保管・配信・表示システム『PACS』の開発・販売
- ・放射線部門情報システムの開発・販売
- ・病院内医療画像ネットワークシステムの開発・販売
- ・遠隔地の医療機関と中核病院の画像読影専門医を結ぶインフラを提供する遠隔画像診断支援サービスの提供
- ・クラウド型オーダーリング電子カルテの販売
- ・核医学検査の線量管理システム『onti』の販売
- ・統合viewer. 医用文書スキャンシステムの販売
- ・検査用備品・医療用消耗品の販売
- ・臨床検査等受託業務

(地球環境ソリューション事業)

- ・スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツールの販売・計測サービスの提供
- ・携帯型分光放射計の輸入販売・計測サービスの提供
- ・Pix4D社製（3D処理ソフトウェア&ハードウェア）の販売・計測サービスの提供
- ・再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- ・耐放射線カメラの販売

(5) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都品川区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
九州営業所	福岡県福岡市博多区

(注) 2023年3月31日をもって北海道営業所を閉鎖、2023年6月30日をもって東北営業所を閉鎖し、営業機能を本社へ移設しました。

② 子会社

名称	所在地
株式会社ワン・サイエンス	東京都品川区

(6) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ヘルスケアソリューション事業	30名	—
地球環境ソリューション事業	8名	—
全社共通	13名	3名増
合計	51名	3名増

(注) 全社共通として記載されている従業員数は管理部門に所属している者であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名	3名増	41.0歳	4.6年

(7) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	29,315千円

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ワン・サイエンス	10,000千円	100.0%	受託検査業務 (ヘルスケアソリューション事業)

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2023年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,729,062株（自己株式74,538株を除く。）
- ③ 当事業年度末の株主数 7,256名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユニ・ロット	745,000株	6.9%
エコ・キャピタル合同会社	660,100株	6.2%
株式会社SBI証券	649,649株	6.1%
古屋雅章	480,000株	4.5%
楽天証券株式会社	437,000株	4.1%
株式会社フライングパンセ	373,000株	3.5%
株式会社ジェンス	368,700株	3.4%
愛宕グロース投資事業有限責任組合	250,000株	2.3%
下中佳生	240,000株	2.2%
日本証券金融株式会社	209,000株	1.9%

(注) 持株比率は、自己株式（74,538株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権及び第12回新株予約権

当社は、2022年8月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議し、2022年9月12日に本新株予約権に係る発行価額の総額23,775千円（第11回新株予約権11,475千円、第12回新株予約権12,300千円）の払込が完了いたしました。

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
新株予約権の数	15,000個	15,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,500,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 1,500,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき765円	新株予約権1個につき820円
新株予約権の行使価額	1株当たり764.5円	1株当たり1,112円
新株予約権の行使期間	2022年9月13日～ 2024年9月12日	2022年9月13日～ 2024年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	1. 資本金1株当たり387円 2. 資本準備金1株当たり385.15円	1. 資本金1株当たり561円 2. 資本準備金1株当たり559.2円
行使の条件	(注) 1, 3	(注) 1, 2, 3
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 12,000個 MAP246 Segregated Portfolio 3,000個	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 12,000個 MAP246 Segregated Portfolio 3,000個

(注) 1. 新株予約権の一部行使はできない。

2. 割当予定先は、制限超過行使を行うことができず、当社は、割当予定先による制限超過行使を行わせません。

3. その他の条件については新株予約権者と締結した「第11回新株予約権割当契約書」「第12回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2023年9月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
川 倉 歩	代表取締役社長	地球環境ソリューション事業部 事業部長 (株)ジェンス 代表取締役
島 岡 潤	取締役	(株)ファールアウト 取締役 ジャパンヘルスケアサービス(株)取締役 ジャパンヘルスケアセールス(株)取締役
山 川 太 郎	取締役	
大 野 雅 弘	取締役	管 理 部 長
中 川 宏	取締役	国際開発事業部 事業部長 エヌコンサルティング(株)代表取締役社長
三 橋 信 一 郎	取締役	
平 善 昭	取締役（監査等委員）	監査等委員会委員長 税理士法人早川・平会計
岡 山 愛	取締役（監査等委員）	監査等委員会委員 (株)ファールアウト IFA事業部 内部管理責任者
市 橋 卓	取締役（監査等委員）	監査等委員会委員 O M M 法律事務所

- (注) 1. 取締役三橋信一郎氏、平善昭氏、岡山愛氏、市橋卓氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 監査等委員市橋卓氏は、弁護士の資格を有しており、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。平善昭氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。岡山愛氏はグローバル企業で培った豊富な知識と経験を有しております。
4. 当社は取締役三橋信一郎氏、平善昭氏、岡山愛氏、市橋卓氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2022年12月27日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、新井智氏、野村眞一氏、菊本雅文氏、岡山愛氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任いたしました。
6. 2022年12月27日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、水谷啓吾氏、三橋信一郎氏は監査等委員である取締役を辞任いたしました。

② 取締役の報酬等の額

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の報酬等の額については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会において承認された報酬総額の限度額内で、各取締役の果たすべき責務の評価・業績を勘案しながら取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針について原案を代表取締役が作成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬に関する基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬によって構成する。

b. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、実績等に応じて決定する。また、決定した個人別の報酬額については、代表取締役が監査等委員である取締役へ説明を行うものとする。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（監査等委員である取締役を除く。）です。また、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与

えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、2019年12月23日開催の第36回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、年額300万円の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する譲渡制限付株式報酬制度の導入について承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（監査等委員である取締役を除く。）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額200万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の報酬等の額につきましては、2022年12月27日開催の取締役会の委任決議に基づき、当時の代表取締役社長の島岡潤が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の実績評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役と社外取締役との間で意見交換を行い、社外取締役から適切な関与・助言を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連 動報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	52,418 (2,850)	44,420 (2,850)	— (—)	7,998 (—)	10 (2)
監査等委員 (うち社外取締役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	— (—)	— (—)	5 (5)

- (注) 1. 報酬等の額には、2022年12月27日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役2名に対する報酬等の額を含めております。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社は、社外取締役（監査等委員）市橋卓氏が参画しているOMM法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

社外取締役（監査等委員）平善昭氏、社外取締役（監査等委員）岡山愛氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	三橋 信一郎	当事業年度において、2022年12月27日に取締役（監査等委員）を退任するまでに開催された取締役会4回のうち4回、監査等委員会2回のうち2回に出席しました。 また、2022年12月27日に取締役（監査等委員であるものを除く。）就任後に開催された取締役会20回のうち20回に出席しました。金融業界で培った幅広い経験と企業経営者としての豊富な見識に基づいた監査・提言を行うなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 （監査等委員）	平 善 昭	当事業年度において、2022年12月27日に取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、監査等委員会7回のうち7回に出席しました。公認会計士としての見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 （監査等委員）	岡 山 愛	当事業年度において、2022年12月27日に取締役（監査等委員であるものを除く。）を退任するまでに開催された取締役会4回のうち4回に出席しました。 また、2022年12月27日に取締役（監査等委員）に就任後に開催された取締役会20回のうち19回、監査等委員会7回のうち7回に出席しました。証券会社および事業会社での幅広い経験とグローバルに精通した豊富な見識に基づき、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただくなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役 （監査等委員）	市 橋 卓	当事業年度において、開催された取締役会24回のうち23回に出席しました。また、開催された監査等委員会9回のうち8回に出席しました。弁護士としての専門の見地から、適宜有益な意見を述べており、適切な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役三橋信一郎氏及び監査等委員である各取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で損害

賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することといたします。

会社法第340条第1項各号

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2017年12月20日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

会社法第399条の13第1項第1号、及び会社法施行規則第110条の4に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会設置会社として取締役会の監督機能と監査等委員会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」など、コンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、コンプライアンス上の課題の解決は、「コンプライアンス委員会」がこれを行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「I S M S 関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定する。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。
- ⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の主要な日常業務については、稟議・決裁権限及び会計に関する手続において当社に準じた運用を行っております。その他の子会社業務についても適宜報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。
- ⑦ 子会社の損失の危機に関する規定その他の体制
当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。
- ⑨ 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、社員行動基準の他、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、諸管理規程等の規程類を定め、子会社の取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。
- ⑩ その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業の独立性を保持しつつも、当社の企業集団に属する立場から、法令等の遵守に関する子会社の規程だけではなく、当社の規程にも沿った内部統制システムを構築し、業務を執行する。

- ⑪ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮から独立した使用人を置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指揮命令を受けた場合はその指揮命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。

- ⑫ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。

また、監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査部門に調査を求めることができる。

- ⑬ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。

- ⑭ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム全般)

当社の代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会が中心となり、内部統制システム全般の整備・運用状況について、全社的な内部統制の評価を行った上で、業務プロセスの評価、決算財務プロセス評価のモニタリングを行っております。また、内部監査委員会は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

なお当社は、「1.企業集団の現況に関する事項 (2) 課題と翌期 (第41期：2024年9月期) の事業計画」に記載のとおり、今回の不適切な会計処理に関し、内部統制及びガバナンス上の問題をあらためて認識いたしました。かかる問題については、当事業年度の末日後に認識したため、当事業年度においては是正が完了しておりませんが、有効性・実効性の高い具体的な再発防止策等を策定したうえで、抜本的な改善を早期に実施するための体制強化を図っていく方針であります。

(重要な会議の開催状況)

取締役会を24回開催いたしました。取締役会には、常に監査等委員である社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確認しております。その他、監査等委員会を9回、コンプライアンス委員会を1回開催しました。

(監査等委員である社外取締役の職務執行の状況)

監査等委員である社外取締役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査等委員会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査委員会の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」にも立会い、実施状況を確認しました。

(反社会的勢力排除に対する取り組みの状況)

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。また、反社会的勢力に関する情報について、外部専門機関の情報も活用し、必要に応じて相手方が反社会的勢力であるか否かの確認を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流 動 資 産	2,265,521	流 動 負 債	999,903
現金及び預金	875,881	買掛金	74,245
受取手形	217	1年内返済予定の長期借入金	13,075
売掛金	138,749	未払金	284,021
商品	42,483	未払法人税等	19,585
仕掛品	35,986	仮受金	434,795
貯蔵品	747	製品保証引当金	4,255
販売用不動産	26,460	賞与引当金	21,056
仕掛販売用不動産	578,000	その他の	148,868
前渡金	245,916	固 定 負 債	20,278
仮払金	302,613	長期借入金	16,240
その他の	34,015	退職給付に係る負債	4,038
貸倒引当金	△15,549	負債合計	1,020,182
固 定 資 産	573,029	株 主 資 本	1,794,593
有形固定資産	288,165	資 本 金	2,777,882
建物	0	資 本 剰 余 金	1,390,548
機械及び装置	0	利 益 剰 余 金	△2,261,859
工具、器具及び備品	103	自 己 株 式	△111,977
土地	288,000	新 株 予 約 権	23,775
その他の	61	純 資 産 合 計	1,818,368
無形固定資産	20,955	負債及び純資産合計	2,838,551
ソフトウェア	13,027		
ソフトウェア仮勘定	4,620		
その他の	3,308		
投資その他の資産	263,907		
投資有価証券	1,772		
長期預け金	238,885		
長期滞留債権	110,993		
その他の	23,250		
貸倒引当金	△110,993		
資 産 合 計	2,838,551		

連結損益計算書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

売 上 高		2,975,323	
売 上 原 価		2,635,357	
売 上 総 利 益		339,965	
販売費及び一般管理費		1,025,013	
営 業 損 失		685,047	
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	3,988		
受 取 配 当 金	150		
債 務 免 除 益	20,964		
そ の 他	7,416		32,519
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	945		
支 払 手 数 料	11,413		
持分法による投資損失	25,300		
新株予約権発行費	192		
貸倒引当金繰入額	3,300		
消 費 税 差 額	10,280		
そ の 他	8,658		60,091
経 常 損 失			712,618
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	2,611		
工 事 負 担 金 等 受 入 額	34,849		
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	89,700		127,161
特 別 損 失			
減 損 損 失	39,548		
固 定 資 産 売 却 損	1,061		
固 定 資 産 除 却 損	4,202		
事 務 所 移 転 費 用	2,945		
事 務 所 閉 鎖 費 用	7,450		55,208
税金等調整前当期純損失			640,665
法人税、住民税及び事業税			7,224
当 期 純 損 失			647,889
親会社株主に帰属する当期純損失			647,889

連結株主資本等 変動計算書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,777,882	1,390,548	△1,447,113	△111,977	2,609,340
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額			△166,857		△166,857
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	2,777,882	1,390,548	△1,613,970	△111,977	2,442,482
当 期 変 動 額					
親会社株主に 帰属する当期純損失			△647,889		△647,889
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△647,889	—	△647,889
当 期 末 残 高	2,777,882	1,390,548	△2,261,859	△111,977	1,794,593

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	23,775	2,633,115
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額		△166,857
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	23,775	2,466,257
当 期 変 動 額		
親会社株主に 帰属する当期純損失		△647,889
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—
当期変動額合計	—	△647,889
当 期 末 残 高	23,775	1,818,368

貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流 動 資 産	2,260,882	流 動 負 債	999,067
現金及び預金	873,062	買掛金	74,245
受取手形	217	1年内返済予定の長期借入金	13,075
売掛金	138,749	未払金	283,432
商品	42,483	未払法人税等	19,405
仕掛品	35,986	製品保証引当金	4,255
貯蔵品	747	仮受金	434,795
販売用不動産	26,460	賞与引当金	21,056
仕掛販売用不動産	578,000	その他の	148,801
未収還付法人税等	30	固 定 負 債	20,278
前渡金	245,916	長期借入金	16,240
仮払金	302,613	退職給付引当金	4,038
その他の他	32,277	負債合計	1,019,346
貸倒引当金	△15,662	株 主 資 本	1,789,581
固 定 資 産	571,820	資 本 金	2,777,882
有形固定資産	288,062	資本剰余金	1,390,548
建物	0	資本準備金	1,390,548
機械及び装置	0	利益剰余金	△2,266,871
工具、器具及び備品	0	その他利益剰余金	△2,266,871
土地	288,000	繰越利益剰余金	△2,266,871
その他	61	自 己 株 式	△111,977
無形固定資産	20,955	新株予約権	23,775
ソフトウェア	13,027	純資産合計	1,813,356
その他	7,928	負債及び純資産合計	2,832,702
投資その他の資産	262,802		
関係会社株式	0		
長期預け金	238,885		
長期前払費用	10,808		
長期滞留債権	286,597		
その他の他	13,107		
貸倒引当金	△286,597		
資 産 合 計	2,832,702		

損益計算書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

売 上 高		2,969,509
売 上 原 価		2,635,357
売 上 総 利 益		334,151
販売費及び一般管理費		998,998
営 業 損 失		664,846
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,466	
受 取 配 当 金	150	
債 務 免 除 益	20,964	
そ の 他	9,440	35,020
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	945	
支 払 手 数 料	11,413	
株 式 交 付 費	48	
新 株 予 約 権 発 行 費	192	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	33,413	
匿 名 組 合 投 資 損 失	5,410	
消 費 税 差 額	10,280	
そ の 他	1,220	62,923
経 常 損 失		692,749
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,548	
工 事 負 担 金 等 受 入 額	34,849	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	89,700	128,098
特 別 損 失		
減 損 損 失	39,548	
固 定 資 産 除 却 損	2,500	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	45,299	
事 務 所 移 転 費 用	2,945	
事 務 所 閉 鎖 費 用	1,536	91,830
税 引 前 当 期 純 損 失		656,482
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,044
当 期 純 損 失		663,526

株主資本等 変動計算書

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	△1,436,488	△1,436,488
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額				△166,857	△166,857
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	△1,603,345	△1,603,345
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失				△663,526	△663,526
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	△663,526	△663,526
当 期 末 残 高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	△2,266,871	△2,266,871

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△111,977	2,619,964	23,775	2,643,739
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額		△166,857		△166,857
誤謬の訂正を反映 した当期首残高	△111,977	2,453,107	23,775	2,476,882
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△663,526		△663,526
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—	—
当期変動額合計	—	△663,526	—	△663,526
当 期 末 残 高	△111,977	1,789,581	23,775	1,813,356

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒井 俊輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イメージワンの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 藤井 幸雄

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 酒井 俊輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージワンの2022年10月1日から2023年9月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、監査等委員川眞田啓介及び監査等委員杉原悠介は、監査等委員就任にあたり、監査事項について、監査等委員市橋卓より説明を受けるとともに、就任前の監査調書等の書類を閲覧し、就任日から本監査報告書作成日までの期間において、実務上可能な範囲で、監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②2023年10月16日に調査を委嘱した坂本朋博弁護士を委員長とする第三者委員会の調査の結果、第三者委員会から、当社の元代表取締役の不適切な金銭授受及び利益相反取引規制を潜脱するような行為並びに売上上の計上に関する不適切な会計処理等の指摘を受けております。これらに関し、取締役の職務執行につき、かかる疑いがあるものと認めます。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めますが、事業報告のとおり、前代表取締役への権限集中及び前代表取締役のコンプライアンス意識の欠如を背景として、相互監視機能が十分に機能していなかったこと等による内部統制上の不備によって上記②の不適切な会計処理等が生じたものであり、内部統制の運用については適正であるとは認められません。また、財務報告に係る内部統制について重要な不備はあるものの、取締役は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識し、当該不備を是正するため、第三者委員会の調査結果及び提言を踏まえ、内部統制の整備・運用に取り組んでおりますので、監査等委員会は、取締役の取り組みを監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

株式会社イメージワン 監査等委員会

監査等委員 市橋 卓 ㊟

監査等委員 川眞田啓介 ㊟

監査等委員 杉原 悠介 ㊟

(注) 監査等委員市橋卓、同川眞田啓介、同杉原悠介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

現行定款第21条で、取締役会の招集権者及び議長について取締役社長と規定しておりますが、2024年1月16日付け「(開示事項の経過) 第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて公表の第三者委員会の再発防止策の提言を踏まえ、内部管理体制の改善策の一環として、経営の執行と監督を分離し取締役会の経営監督機能(モニタリング機能)を強化するという観点から、これを社外取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

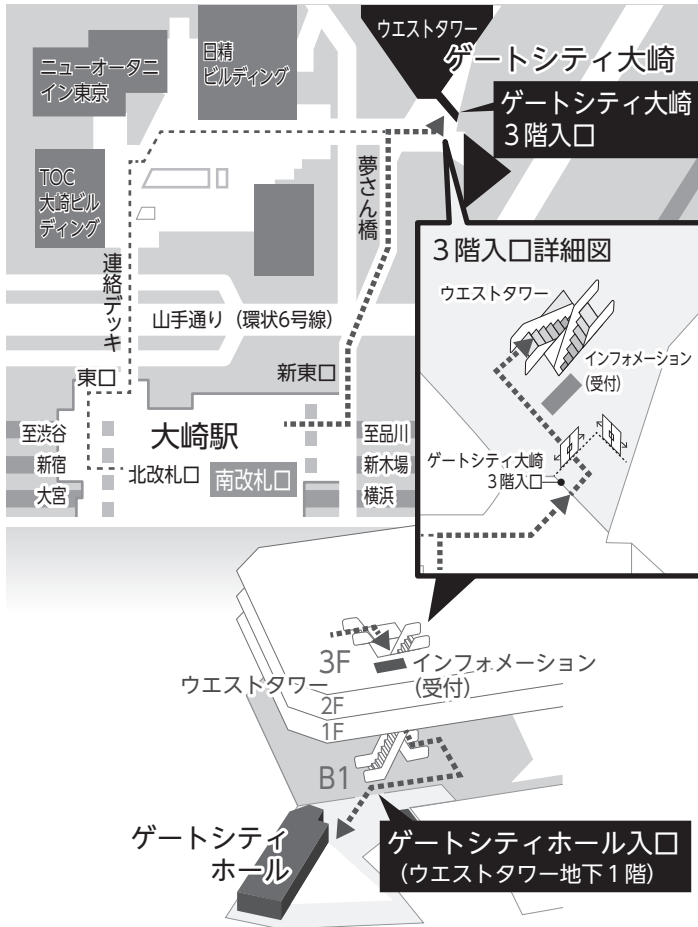
(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた社外取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 前項により定めた社外取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の社外取締役(社外取締役が不在のときは、 <u>社外取締役でない取締役</u>)が取締役会を招集し、議長となる。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎
ゲートシティホール ルームC
(ウエストタワー地下1階)
TEL (03) 5496-5311



●交通機関

JR山手線・湘南新宿ライン・埼京線・りんかい線
「大崎駅」南口改札 (新東口)：徒歩1分

本総会ではお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。